2019年度風しん抗体検査及び定期の予防接種の費用の支払に係る委託契約（例）

別紙２

昭和37年４月２日から昭和54年４月１日の間に生まれた男性を対象に地方公共団体が実施する風しん抗体検査（以下「風しん抗体検査」という。）及び予防接種法第５条第１項の規定に基づく風しんの定期の予防接種（以下「風しんの定期接種」という。）について、○○都道府県を本件契約のとりまとめ者とする別紙委託元一覧表に示す市町村（特別区を含み、以下「甲」という。）と○○都道府県国民健康保険団体連合会（以下「乙」という。）との間に、次の条項により委託契約を締結する。

　（契約事項）

第１条　甲は、医療機関及び健診機関（以下「医療機関等という。）に対して、甲が支払うべき風しん抗体検査及び風しんの定期接種（以下「風しん抗体検査等」という。）の費用の支払を乙に委託し、乙はこれを受託する。

（医療機関等からの請求）

第２条　乙は、医療機関等から直接又はとりまとめ者を経由して風しん抗体検査の結果が判明した日の属する月の翌月以降の１０日又は風しんの定期接種を実施した日の属する月の翌月以降の１０日（ただし、土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たる場合は、これらの日の翌日、また、風しん抗体検査の結果が判明した日の属する月及び風しんの定期接種を実施した日の属する月が2019年4月の場合は、2019年6月以降）までにそれぞれ提出された風しん抗体検査受診票又は風しんの定期接種予診票及び実績報告書（請求総括表）（以下「請求書等」という。）について、請求金額の確認（請求に関する記載内容に不備があった場合の医療機関等への返戻を含む。）を行った上で、甲に対する請求金額を集計する。

（委託事務手数料）

第３条　甲は、本契約に定める事務の手数料として、風しん抗体検査等１件につき金３００円（消費税及び地方消費税を含む。）を乙に支払うものとする。

（市町村への請求）

第４条　乙は、甲に対し、第２条に規定する請求金額の集計後、原則として医療機関等から請求のあった日の属する月の翌月１０日（ただし、土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たる場合は、これらの日の翌日）までに、同条による確認の結果不備のなかった請求書等を添えて、当該風しん抗体検査費用又は風しんの定期接種費用（以下「抗体検査費用等」という。）及び前条に定める事務手数料を請求するものとする。

（医療機関等への支払）

第５条　乙から前条の規定による請求を受けた甲は、原則として医療機関等から乙に対する請求のあった日の属する月の翌月２２日（以下「支払期限」という。）までに、当該請求を受けた抗体検査費用等を乙に支払うものとし、乙は原則としてその支払を受けた日の属する月の末日までに、医療機関等に対しこれを支払うものとする。

（支払遅延損害金）

第６条　支払期限までに第４条の規定により請求した抗体検査費用等が甲から支払われないときは、乙は、当該抗体検査費用等を立て替えて医療機関等に支払うものとする。この場合、甲は、速やかにこの立替金及び支払期限の翌日から支払日までの日数に応じて年５．０％の割合で計算した立替金利を乙に支払わなければならない。２　支払期限までに第３条に規定する事務手数料が甲から支払われない場合、甲は、速やかに当該事務手数料及び支払期限の翌日から支払日までの日数に応じて年５．０％の割合で計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。

（閲覧および説明）

第７条　甲は、この契約の実施に必要な限度において、乙の帳簿ほか関係書類を閲覧し、又は乙に対し説明若しくは報告を求めることができるものとする。

（個人情報の保護）

第８条　乙は、この契約による業務遂行に当たり知りえた個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱注意事項」を遵守しなければならない。

（契約の解除）

第９条　この契約の当事者いずれか一方が、正当な理由なくこの契約の全部若しくは一部を履行しないとき、又は履行の見込みがなく事業の遂行に著しく支障を来たすおそれがあるときは、その当事者の相手方は本契約を解除することができるものとする。

（協議事項）

第１０条　この契約に定めのない事項又はこの契約に規定されている事項で疑義が生じた事項については、甲乙協議して解決するものとする。

（委託期間）

第１１条　この契約の有効期間は2019年４月１日から2020年３月３１日までとする。

なお、この契約の有効期間終了１か月前までに甲又は乙から、何等の意思表示をしないときは、終期の翌日においてさらに１か年契約の更新をしたものとみなす。ただし、更新は2022年３月３１日までとする。

２　前項の規定に関わらず、この契約は、乙が第５条に規定する医療機関等への支払を完了した日まで効力を有するものとする

　この契約が成立したことを証するため、本契約書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、

各１通を所持するものとする。

2019年　月　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　甲　代理人 　　　　○○県○○市○○町○丁目○番○号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　○○都道府県知事　○○　○○

　　　　　　　　　　　　　　　　　乙　○○県○○市○○町○丁目○番○号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　○○都道府県国民健康保険団体連合会

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　理事長　○○　○○

別記

個人情報取扱注意事項

**（基本的事項）**

第1条　乙は、この契約による個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

**（秘密の保持）**

第2条　乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

**（目的外収集・利用の禁止）**

第3条　乙は、この契約による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、受託事務の目的の範囲内で行うものとする。

**（第三者への提供の禁止）**

第4条　乙は、この契約による事務を処理するため甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

**（複写・複製の禁止）**

第5条　乙は、この契約による事務を処理するため甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

**（適正管理）**

第6条　乙は、この契約による事務を処理するため甲から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報の滅失及びき損の防止に努めるものとする。

**（資料等の返還等）**

第7条　乙がこの契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録されたすべての資料等は、その契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

**（事故の場合の措置）**

第8条　乙は、この契約に違反する実態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。